

商店街で地元農林水産物を販売する取組をお手伝いします！

（注）「経済危機対策」関連予算の成立後ご利用になれます。

☆経済危機対策でさらに支援が追加になりました。

「地元農林水産物をもっと販売したい！」と思ったとき、こんなことにお困りではありませんか？

☹️「地元農林水産物の仕入れ先が見つからない...」

☹️「お店の販売スペースが足りない...」

☹️「必要な設備が足りない...」

あなたのお店でも
地元農林水産物を販売できます！



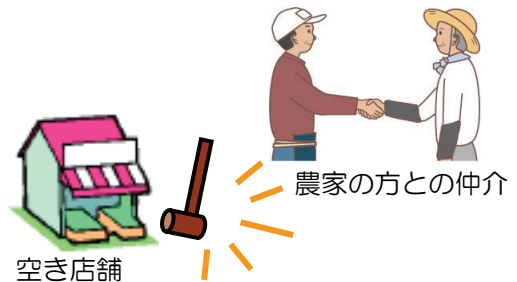
こんな支援が受けられます

地元農林水産物の販売に必要な以下の費用を全額補助します（上限があります）。

😊 **農林漁家や加工業者の方との仲介役の方（コーディネーター）の活用費を補助します**
（例）コーディネーターの日当10,000円を補助。

😊 **空き店舗や既存店舗の改装費を補助します**
（例）空き店舗の改装費400万円を補助。

😊 **新たに必要となる設備のレンタル経費を補助します**
（例）冷蔵ショーケースのレンタル費用100万円（5ヶ月分）を補助。



手続きの流れ

事業計画の作成

事業計画について
商店街振興組合等
からの承認

必要書類を
そろえて応募

審査

採用

事業の実施

詳しい内容についてのお問い合わせは、

〇〇農政局生産経営流通部食品課（TEL：00-000-000）又は
総合食料局流通課（TEL：03-3502-7659）にご相談下さい。

平成21年5月15日